

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約心得並びに契約条項（以下「契約条項等」という。）を熟知のうえ参加されたい。

### 記

- 1 入札方式：一般競争入札
- 2 入札日時：令和6年4月19日（金）14時00分
- 3 入札場所：静岡県焼津市上小杉1602 航空自衛隊静浜基地 厚生センター1Fロビー
- 4 参加資格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
(2) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有する者であつて「東海・北陸」地域及び「D」等級以上に格付けされた者。  
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金：(1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除  
(2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
- 7 入札の無効：第4項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書等作成の有無：有
- 9 契約条項等を示す場所：航空自衛隊静浜基地会計隊事務室
- 10 落札決定方式：総額決定
- 11 契約方法：確定契約
- 12 入札に付する事項

品名(件名)	規格	単位	数量	履行場所	履行期間
手荷物検査役務及び手荷物検査場設営及び撤去作業	仕様書のとおり	式	1	航空自衛隊静浜基地	令和6年5月18日～ 令和6年5月20日

- 13 その他：(1) 本入札に参加を希望する者は、入札開始前日までにその旨を「問い合わせ先」担当者に連絡するとともに「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。（FAX可）  
(2) 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。  
(3) 第6項第1号の入札保証金の納付を免除した場合においても、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額（落札価格の100分の5以上）を徴収する。  
(4) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。  
(5) 郵送等による入札を可とする。入札書提出期限は入札期日の前日（平日）とし、郵送等をした旨を事前に「問い合わせ先」担当者に連絡するものとする。また、郵送等による場合は、封筒の表に入札件名を記載するものとする。  
なお、入札金額が同価の場合、抽選する際には予決令第83条第2項により入札事務に係りの無い者がくじを引くものとする。

- 14 問い合わせ先：本書記載事項の詳細については、会計隊担当者まで照会されたい。  
〒421-0293 静岡県焼津市上小杉1602  
航空自衛隊第11飛行教育団基地業務群会計隊契約班 担当：細山田  
電話：054-622-1234（内線：287, 332）  
FAX：054-662-1452（直通）

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	手荷物検査役務及び手荷物検査場設営及び撤去作業	管-2	
		承認	令和5年4月6日
		作成	令和5年4月3日
		改正	令和6年3月29日
		作成部隊等名	静浜基地
<p>1 総則</p> <p>この仕様書は、航空自衛隊静浜基地（静岡県焼津市上小杉1602）において実施する航空祭における手荷物検査（来場者誘導を含む。）及び手荷物検査場の設営、撤去作業について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時において最新版とする。</p> <p>(1) 「警備業法」（昭和47年7月5日 法律117号）</p> <p>(2) 「労働基準法」（昭和22年4月7日 法律49号）</p> <p>(3) 「警備業法施行令」（昭和57年12月10日 政令321号）</p> <p>(4) 「警備業法施行規則」（昭和58年1月10日 総理府令第1号）</p> <p>3 共通事項</p> <p>(1) 官側を甲、委託業者を乙とする。</p> <p>(2) 現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した者を除くものとする。</p> <p>4 手荷物検査役務内容</p> <p>(1) 実施日 令和6年5月19日（日）</p> <p>(2) 時間（基準） 0600～1700</p> <p>(3) 役務提供場所 航空自衛隊静浜基地（静岡県焼津市上小杉1602）</p> <p>(4) 業務内容及び業務実施体制</p>			

ア 業務内容

- (ア) 手荷物検査場（待機列を含む。）への来場者の誘導案内及び統制
- (イ) 手荷物検査場における来場者の手荷物検査

イ 業務実施体制

勤務員内訳	人数	勤務場所
手荷物検査統括責任者	2	西側東側手荷物検査場
誘導責任者	2	東側西側待機列
誘導作業員	28	待機列
手荷物検査作業員		手荷物検査場
合計	32	

(5) 業務内容の細部及び勤務員の資格要件

ア 手荷物検査統括責任者

(ア) 業務内容

- a 甲の監督官との業務内容に関する調整及び協議
- b 誘導責任者及び各作業員に対する監督指導
- c 緊急時における甲への通報
- d 甲が実施する各種事態対処への補助に関する協議
- e 甲の検査官に対する所要の報告

(イ) 資格要件

- a 業務実施に必要な知識及び技能を有すること。
- b 業務実施現場において手荷物検査及び来場者の誘導案内に関する監督指導ができること。
- c 雑踏警備の実務経験について、5年以上を有すること。

イ 誘導責任者

(ア) 業務内容

- a 甲の監督官との業務内容に関する調整及び協議
- b 誘導作業員に対する監督指導

(イ) 資格要件

- a 業務実施に必要な知識及び技能を有すること。
- b 雑踏警備の実務経験について、5年以上を有すること。

ウ 誘導作業員

(ア) 業務内容

- a 手荷物検査場（待機列を含む。）への来場者の誘導案内及び統制
- b 立入禁止区域への侵入防止
- c 各種事態に対して甲が実施する誘導案内及び統制の補助

(イ) 資格要件

- a 業務実施に必要な知識及び技能を有すること。
- b 仕様書に定める業務を支障なく実施できること。

エ 手荷物検査作業員

(ア) 業務内容

- a 手荷物検査場における来場者の統制
- b 来場者に対する手荷物検査の実施
- c 各種事態に対して甲が実施する手荷物検査の補助

(イ) 資格要件

- a 業務実施に必要な知識及び技能を有すること。
- b 仕様書に定める業務を支障なく実施できること。

5 手荷物検査場の設営役務内容

(1) 設営期間

令和6年5月18日(土) 0900～同年5月19日(日) 0600

(2) 撤収期間

令和6年5月19日(日) 1500～同年5月20日(月) 1700

(3) 役務提供場所

航空自衛隊静浜基地(静岡県焼津市上小杉1602)とし、細部は別図を参照する。

(4) 業務内容

手荷物検査場(待機列を含む。)設営及び撤収

(5) 業務内容の細部

ア 設営責任者

- (ア) 甲の監督官との業務内容に関する調整並びに協議
- (イ) 設営から撤収に係る人員及び資材の見積もり並びに準備
- (ウ) 作業員に対する監督指導
- (エ) 緊急時における関係先への通報
- (オ) 甲の検査官に対する所要の報告

イ 作業員

- (ア) 手荷物検査の設営及び撤収
  - (イ) 設営責任者に対する報告
- (6) 手荷物検査の設営要領

ア 手荷物検査の設営

(ア) 位置

基地運動場西側及び東側から入場する来場者の手荷物検査を、密集することなく実施できるものとし、細部は、別図によるほか甲と乙の協議によるものとする。

なお、天候等、当日の状況により場所を一部変更する場合がある。

(イ) 規模及び配置

検査レーン数は、西側12レーン、東側8レーンの計20レーンとする。また、来場者1人に対して手荷物作業員1人で対応し、同時に20人の手荷物検査を実施できる配置とする。

(ウ) 検査レーン内の配置

1列ごとに、作業用机(天板の基準寸法:50×150(単位:c m))を設置するものとする。

(エ) 荒天対策

2列ごとに、業務用フレームテント1張(寸法:420×270(単位:c m))を設置するものとする。

また、足場用敷板(滑り止め加工付き)を設置するものとする。

(オ) 待機場所

甲(監督官)及び乙(責任者、交代要員等)の待機用テント(寸法、数量等任意)を設営するものとする。

## イ 待機列の設営

### (ア) 位置

基地運動場西側及び東側から入場する退場者を手荷物検査場へ密集することなく確実に誘導できる配置とする。●

### (イ) 退場者用通路

来場者と退場者の動線を分離し、フェンス等を設置して、迂回及びすり抜けを防止するものとする。●

### (ウ) 荒天対策

足場用敷板（滑り止め加工付き）を設置するものとする。●

## 6 実施計画書

乙は、甲と事前に細部を調整し、甲の指定する日時までに実施計画書（任意様式）を作成し、甲に提出するものとする。●

## 7 役務確認等

(1) 乙は、委託事項が完了した以降速やかに「完了届」（別紙）を作成し、甲に提出するものとする。●

(2) 役務の完了は、甲の検査官の確認を終了した時点とする。●

## 8 管理事項

(1) 乙は、委託契約締結後速やかに手荷物検査統括責任者及び誘導責任者を選定し、書面（任意様式）をもって甲に届け出るものとする。●

なお、設営責任者は、業務に支障のない場合に限り、手荷物検査役務における誘導責任者を兼ねることができる。●

(2) 乙の服装及び装備品は、乙指定の物を使用するほか、各責任者は識別できる物を着用するものとする。●

(3) 設営及び撤収に係る人員及び資材は、乙の準備とする。●

(4) 乙の責任者は、常に常に甲の検査官及び監督官に対し、当該役務に必要な知識及び技能の教育を行うものとする。●

(5) 甲は、手荷物検査統括責任者及び誘導責任者に対し、当該役務に必要な知識及び技能の教育を行うものとする。●

(6) 天候等、当日の状況により勤務場所を変更する場合がある。●

(7) 乙は、乙の負担により、役務に際して必要な保険に加入するものとする。●

(8) 役務実施中に発生した事故に関する一切の補償（甲側の責に帰する場合を除く。）は、乙側の負担とする。●

(9) 乙は、来場者とのトラブル防止に努めるものとする。●

(10) 乙は、甲との協議結果を迅速かつ容易に伝達できる連絡態勢を構築するものとする。●

(11) 乙は、労働基準法に基づき、労働時間が8時間以上超える場合には、1時間以上の休憩時間を含むものとする。●また、休憩時に勤務を要する人員は、乙側で準備するものとする。●

(12) 乙は、勤務員の駐車場等を確保する必要がある場合は、乙側で確保するものとする。●

## 9 その他

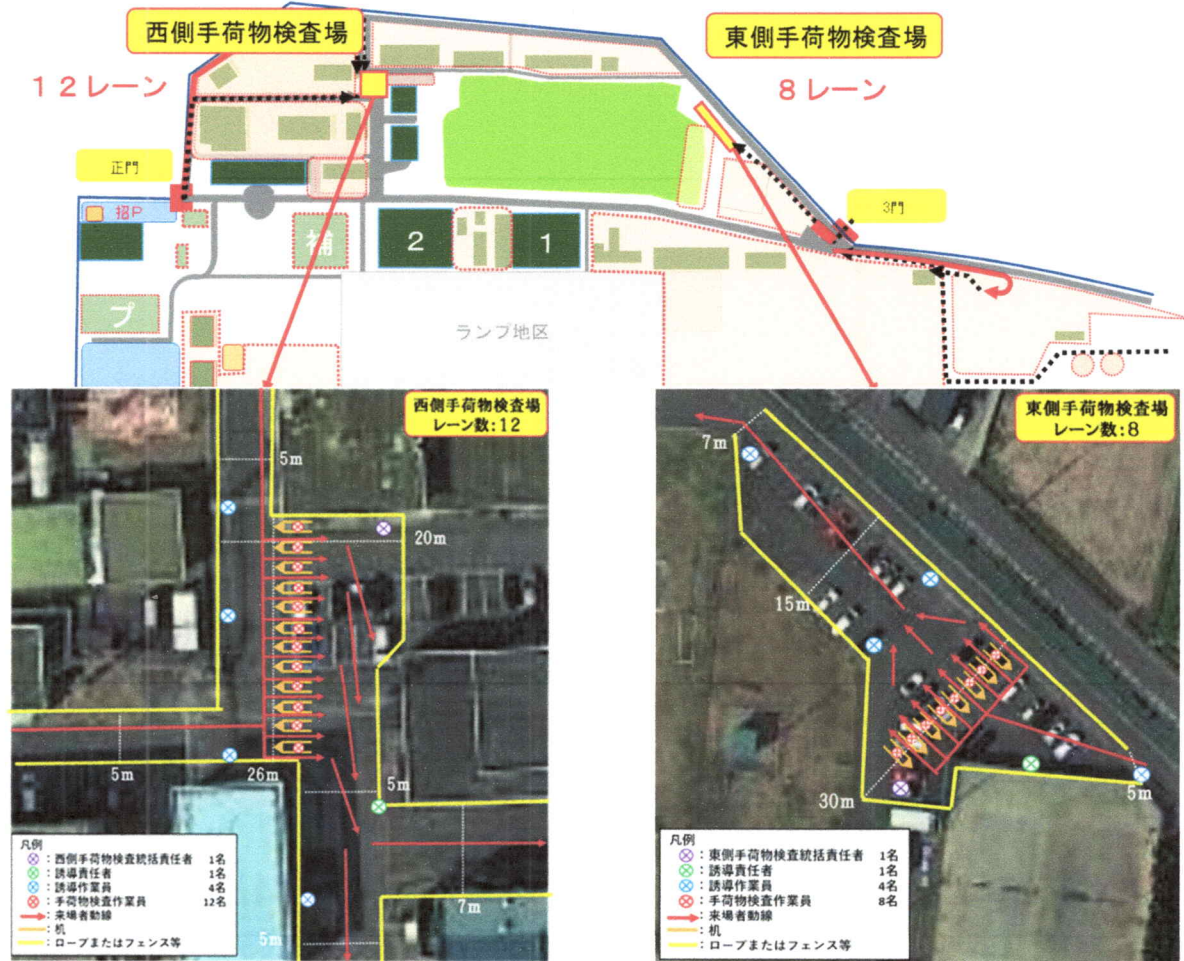
本仕様書に明示していない事項等については、甲乙が都度協議するものとする。●

契約担当官 殿

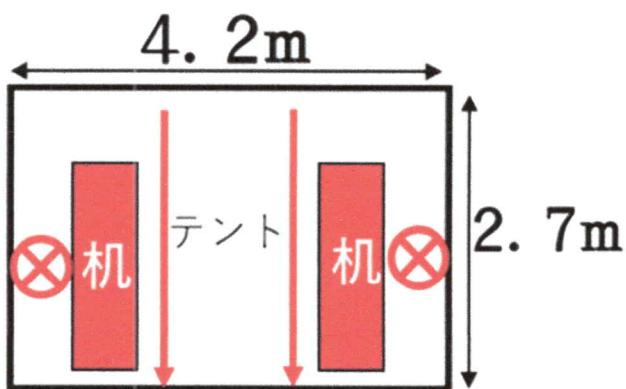
## 完了届

件名		責任者氏名	
年月日			
開始時刻		終了時刻	
人員			
異状の有無			
備考			

手荷物検査場配置基準図（細部はこの計画による。）



手荷物検査場細部配置基準図（荒天対策として4.2m×2.7m（基準）テントを設営する。）







# 委任状

下記入札につき  
を代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任致します。

## 記

品名（件名）：手荷物検査役務及び手荷物検査場設営及び撤去作業

履行期間：令和6年5月18日～令和6年5月20日

令和6年4月19日

契約担当官  
航空自衛隊第11飛行教育団  
会計隊長 木部政治 殿

申込者住所

会社名

代表者職位氏名